

令和4年4月26日（火） 開会14：03 閉会15：13	
出席委員	大城吉徳、楚南留美、徳元次人、新垣亜矢子、宜保安孝、新垣繁人
欠席委員	真栄里 保、瀬長 宏、伊敷光寿
説明員	
議題	(1)市長・副市長説明員招致時の質疑等内容について (2)その他
～ 開 会 ～	
<p>【委員長】では、ただいまから豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を開会いたします。</p> <p>本日の事件は、事前にお配りした招集通知書のとおりとなっております。では、(1)市長・副市長説明員招致時の質疑等内容についてを議題といたします。改めて市長・副市長招致に向けての協議してきた内容等の確認をいたします。</p> <p>まず4月7日、第三者委員会委員長招致。その後、総務企画部長及び人事課長招致の後、お互いで協議した結果は今年18日の週、つまり4月の第4週のいずれかで市長・副市長の日程確保の打診を議会事務局より行い、当委員会のほうが先方の日程に合わせましょうということで調整を図ってもらったところ、委員長中間報告が市長・副市長からの事実確認もせず、委員長中間報告がなされたことから、意見なしとなる。よって、この招致に応じるかどうかは通告の内容を見てからの判断としたいとの回答を受けました。さらに、市長・副市長それぞれ2時間は長い。また、個別での参加を要求しているのか。共通事項としての質疑をそれぞれ市長・副市長へ分けてほしい。委員で重複する質疑の整理などの要求がありました。また、私、委員長より通告に対する答弁を先に回答いただければ時間短縮することが可能である旨の打診を行うなど、招致に至るまで幾つかの調整が必要となったため、改めて4月19日にその協議のための委員会を開催し、委員会の説明員招致は義務ではないことを前提に次の事項を決定しております。①質疑の事前通告をするため、委員同士で重複する質疑を整理し、共通事項の質疑の部分を整理し、作業次第通告すること。②事前回答はできないとされていたが、当委員会からは再度求めることとするが、ない場合でも招致は実施すること。③制限時間は休憩時間を含め、それぞれ市長60分、副市長60分とすること。④各委員、質疑回数は設定しないこと。⑤市長・副市長の招致の日程は4月中に行えるよう打診をすること。以上、5つの件を決定し、事務局より再提案しておりました。以上がこれまでの内容でございます。</p> <p>ところが、4月27日午前の市長招致日程調整後の昨日4月25日、総務企画部長、総務課長より事務局へ再度の依頼があり、市長、副市長じゃなければ対応できない質疑に絞ってほしい。また、以前に部長等説明員や一般質問等で回答した内容と同じ答弁となる回答は差し控えたいとの再度の要望が目前にございました。よって、求めに応じて提出した通告に対して、項目全てに回答がいただけない可能性がありましたので、各委員へその報告と今後の対応を協議するため、やむを得ず急遽、本日の委員会へご参集していただきました。これらを受け、本日協議する予定でありました件は、①市長・副市長でなければ回答できない案件に絞ってほしい。また、これまで説明員答弁や一般質問で答えてきた質疑についての回答は行わない。よって、執行部で一旦持ち帰って、既に回答した質疑は指し示</p>	

し、提供をする。②市長・副市長招致については、担当課同席が条件。③質疑の具体的手法、順序等について、より正確に決めておく必要があると思われるので、事前に調整したいと思います。

では、まず①と②について、先ほど昼前に執行部より、その取扱いについて改めて回答があったことですので、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局次長】 それでは、本日昼食前に総務企画部長、そして総務課長のほうから打診に対して回答がございました。この四角の中をご覧ください。質疑の選別、各委員から事前通告した質疑については選別、いわゆる削ることはしないことに決まりました。2番、通常の委員会における質疑の形式で参加します。つまり、市長と総務企画部長、人事課が同席するような通常の委員会の参加の形式を取りたいと思いますという報告がなされました。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいま事務局より報告がございましたけれども、その件について各委員の意見を求めたいと思います。徳元次人委員。

【徳元次人委員】 今の2番、通常の委員会における質疑の形態で参加する。つまり市長と総務企画部長、人事課長が同席するとの報告とあったんですけど、でも一番上の①ですよ。市長・副市長でなければ回答できない案件に絞ってほしいということの、この矛盾というのは執行部としてはどう考えているのかというのは、何か聞いていたりしますか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

それでは先ほどの徳元次人委員の質疑に対して事務局より説明があるようですので、よろしく願います。

【事務局次長】 かねてより市長・副市長の委員会への招致について、総務企画部長と総務課長と当然事務局で、私と局長で調整するんですが、頂く要望が二転三転したものですから、こちらに示しているとお持ち帰った質疑については執行機関側で、もう既に説明済みは削除してくると。答弁済みも併せて削除したり、選別してくるのでという提案があったものですから、これはちょっと委員会としては委員の皆様へ報告すべき案件だと委員長の判断もいただきましたので、委員会を開いていただいた次第となっております。

【徳元次人委員】 分かりました。じゃあこの①の2行目なんですけど、これまで説明員答弁や一般質問で答えてきた質疑についての回答は行わない。今の趣旨もちょっと入ってはいたんですけど、私が事前に通告制にやったもの、市長に対するものというのは、割りと本人が発言したということを証言いただいた方々、参考人の方々から出てきたものであり、自由記述からも抜粋したものであるんですが、これは一般質問でもやりました。けども、そのときの本会議の中で市長の答弁としては、第三者委員会はまだ最中なので、控えますということだったんです。つまり答えていないんですよ。これは今回答えていないことを答えたと捉えて、ここで回答しないということであれば、もう何の意味もなさないと思うので、市民に関してはそこがすごくやっぱり関心度が高いし、本当にこういうことがあったのか、なかったのかということの事実を知りたいはずなんですよね。やっぱりその説明は私のこの特別委員会でやる義務があると思うので、その辺の確認をしたいんですが。まあ、これは限界があると思うんですけど。

【委員長】 これは事前に通告してあるわけですよ。その事前に通告した案件に対する答弁は、もう準備してあると思いますので、まずはその答弁を聞いて、また再質疑と、深掘りしていくという形

に、どうぞ質疑していただければいいのかなというふうに思います。

【徳元次人委員】今委員長がおっしゃったとおりなんです、そこで私が心配なのは、一般質問で答えてきた質疑についての回答は行わないと言っているの、「控えます」が答えになっていますと言われたらもう、そんなことはないですよ。

【委員長】そういう第三者委員会は終わっていますので、答えられる時期ですのでしっかり答えさせようと、今の時点ではそう考えています。

【徳元次人委員】分かりました。気になったので、私は以上です。ありがとうございます。

【委員長】繁人委員。

【新垣繁人委員】まず①のほうですね。市長・副市長でなければ回答できない案件に絞ってほしいということなんですけれども、市長・副市長でなければ回答できない案件に絞ったんです。それに応じない意味が分かりません。だからどの部分が市長・副市長では逆に答えられないよという、執行部として捉えているのか。今私たちは通告も出していますので、そこを示していただかないと、やっぱり政治と行政を分けないといけないと思うんですよ。しかも60分しか時間がないんです。だから私たちはこの真相を少しでも究明していく意味で、大事な時間をピンポイントでやっていかないといけない。だからこそ逆に執行部に、どの部分が市長・副市長では答えられないんだというところを示してほしいです。

【委員長】ですから先ほど私も口述の中で言ったし、事務局のほうでも言ったわけなんですけれども、これは当初の、もう二転三転しているんで、最初の回答ですね。要するに削って絞ってほしいと。市長・副市長でなければ回答できない案件に絞ってほしいというのが最初の条件。それ以外はもう要するに選別、削ってちょうだいと言っていたんだけど、条件を出したんだけど、またその後、今四角の中の1にあるように質疑の選別、削るということは行わないということなんで、通告どおり質疑はできます。

【新垣繁人委員】本来でしたら委員会が通告する必要もないと思っております。これまでそういうこともやっておりますし。ただ、やはり執行部のほうから、この委員会をスムーズにしていく中で通告をしてほしいということで通告もしております。私は逆に、じゃあ事前にスムーズに行くために答弁をいただきたいと。なぜなら、この答弁を読み上げる時間を外したかったからなんです。それはできないということでもありますから、じゃあちょっと私、前回聞いたんですけれども、その回答が事前にできない理由というのは、特に執行部はおっしゃっていましたか。なければならないんですけども。

【委員長】どうですか、事務局。その辺確認取れていますか。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

それでは事務局より説明がございます。

【事務局次長】お答えいたします。前委員会で受けたことを、委員会で決定したことをそっくりそのまま執行機関のほうに投げております。回答をいただきたい。回答をいただけないのなら、その理由もいただきたい。いずれも回答はいただけておりません。以上です。

【新垣繁人委員】委員長、多分執行部は私たちが今出している通告に対して、じゃあこれは執行部で答える。これは市長・副市長で答えるべきだということを現時点で多分すみ分けできていると思うん

ですよ。ですから今休憩を入れて、どのような形で今すみ分けができていくかというのを、ちょっと資料をいただきたいではあります。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

先ほど繁人委員から、今日の午前中までに総務企画部長のほうで、この委員からの通告した質疑の内容で市長・副市長が答弁するもの、あるいは部長・課長で答弁するもの、そのすみ分けをやって、本日の2時からの特別委員会に報告するという調整してあったんですけども、その辺についてどう調整されたのか、事務局のほうから説明をさせたいと思います。事務局、お願いします。

【事務局次長】 先ほどの質疑を受けまして、総務課長へ確認してまいりました。結論といたしましては、答弁者の選別、いわゆるすみ分けは行っているわけではございません。基本的には市長・副市長が主となって答えます。ただし、担当課じゃないと答えられない案件に対しては、必要に応じて協議し、市長・副市長からの答弁となります。以上でございます。

【新垣繁人委員】 私が昨日時点で確実に確認していたのは、私たちが出した通告に対して市長・副市長が答弁すべき通告質問、そして執行部として質問しなきゃいけないものをすみ分けして、今日の午前中までに提出するというで聞いていたんですけども、それはじゃあその提出はなかったということで、すみませんけれども事務局の方ちょっと、今状況を教えていただきたいのが、今日の午前中までに出すといったこの約束がされていないということよろしいですか。

【事務局次長】 お答えします。昨日調整した結論と本日正午前に回答があった結果は異なっておりまして、先ほど言ったとおり答弁者のすみ分けは行わないということでございました。以上です。

【新垣繁人委員】 じゃあ最後に、ここ重要なところなんですけれども、じゃあ市長は執行部も一緒にしないと私は参加しないんだということの認識で今私たちは捉えたいんですけど、調整している中ではそういうことでしょうか。ちょっと状況を教えてください。

【事務局次長】 お答えします。直接市長・副市長より、担当部課長が参加しないと説明員として参加しないという回答は得てはおりませんが、担当部長・課長の話では、当然市長・副市長では答え切れない細かな部分があるので同席させたいという提案がございました。以上です。

【新垣繁人委員】 このパワハラ問題というのは本当に重要な案件で、一人の人生を変えてしまうんです。こういったリーダーがこうやって逃げていく。自ら設置した第三者委員会には個別で対応はするけれども、私たちが設置した特別委員会にはそういったああだ、こうだ理由をつけて、なかなか応じないようなこの状況をつくること自体が、リーダーとして私たちは本当に失格だと思っております。だからといって市長の招致を外すわけにはいきませんから飲み込みます。この条件も全て。ただ、明日は最後ではありませんので、これからも引き続きしっかりと真相を究明する必要があるものについては、この特別委員会を継続して、私は真相を究明していきたいと思っておりますので、明日は明日でしっかりと市長・副市長のほうには来ていただきたいなと思っておりますので、先ほどの基本市長・副市長がお答えするところを信じて明日は臨みたいと思っておりますので、よろしくお願いします。事務局の皆様、ご調整ありがとうございました。

【委員長】 安孝委員。

【宜保安孝委員】 今回、明日予定をしておりました市長・副市長の招致について様々な調整が必要ということで、今日、全委員に本日2時からということでご案内を同じようにされたと思いますが、

残念ながら今日3名の方が欠席しておりますが、何か大事な用事があって来られなかったとか、何か委員長のほうに欠席の理由とかというのは届いていますでしょうか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

事務局、よろしくお祈いします。

【事務局次長】 昨日夕方、真栄里 保委員が帰宅途中、委員会の日程の設定の仕方については非常に疑義があるということで、私は参加しないということの報告がございました。そして今日お昼前に、伊敷光寿委員からも同等の理由で参加しませんという報告がございました。本日開会前の数十分前に、瀬長 宏委員からも同様の理由で参加できないという報告がございました。以上でございます。

【宜保安孝委員】 これは今回の第三者委員会を円滑に進めるための、今日は臨機応変を生かした対応だったと、僕は委員長のこの委員会の進め方に関しましても何の問題もなく、またそういった疑義がもしあるのであれば、出席してその旨を伝えれば分かりますけれども、やっぱり市民の代表として、議員として、そして特別委員会のメンバーとしているにもかかわらず、出席もせずに電話でとか、口頭で疑義があるから参加できないとかというのは、これは本当に職務怠慢。本当に議員辞職勧告決議案に該当するような内容だと思っております。明日出席されるかどうか分かりませんが、ぜひ3人にその真相をまた聞いてみたいと思っております。以上です。

【委員長】 ほかにございますか。繁人委員。

【新垣繁人委員】 出席しない理由として、この委員会の開き方に疑義があるということなんですけど、どういったところに疑義があるのか。そういった説明も議会事務局にされていなかったか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【新垣繁人委員】 先ほどの質疑を少し変えたいと思います。今回、この与党の特別委員会の委員の方々、3名なんですけれども、この委員会の招集の仕方に疑義があつて今回参加していないという先ほどの報告だったんですけれども、実際疑義があるのか。私たちはないと思っております。そこはちょっと事務局の手續としても、今回のこの委員会の招集に瑕疵があつたという判断でよろしいですか。

【事務局次長】 お答えします。かねてより、先ほども申し上げましたが執行機関側と明日の市長・副市長招致の審議の進め方等について、いろいろ調整を行ってきました。それで明日の日程を確保したところではございますが、質疑、事前通告に対して削除・選別したいという大きな事案があつたものですから、急遽委員長と相談したところ、委員長だけの判断はちょっとしにくいので、急遽やむを得ず本特別委員会を、日程はタイトではあるんですが設定していただきたいということで進めてまいりました。ルール上、何ら瑕疵があるものとは事務局としては思っておりません。以上でございます。

【委員長】 ほかにございますか。

(質疑者なし)

では質疑がないようですので、ただいま協議した内容で決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということですので、そのとおりと決定したいと思います。

続いて③先ほどの報告で招致に応じるという回答があったところですので、明日の委員会の市長・副市長への質疑は各委員からの質疑形式でいくか、全てに答弁を求めた上で再質疑から始めていくかなど、具体的な中身について事前調整を行いたいと思います。では各委員の意見を求めます。明日の委員会の進め方。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

ただいま協議した内容ですけれども、一問一答形式で進めるということで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしという声がございます。では、そのとおりと決定いたしました。

次に、事件番号(2)その他についてを議題といたします。その他、各委員より何かご発言はございますか。

ご意見がないようですので、これをもちまして豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を終了となりますが、休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

これをもちまして豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を終了となりますが、明日は市長・副市長を説明員としての招致の予定で、午前9時45分開始ですので、各委員、事前の参集をお願いいたします。本日はお疲れさまでした。

豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会委員長

大城 吉徳 ㊟